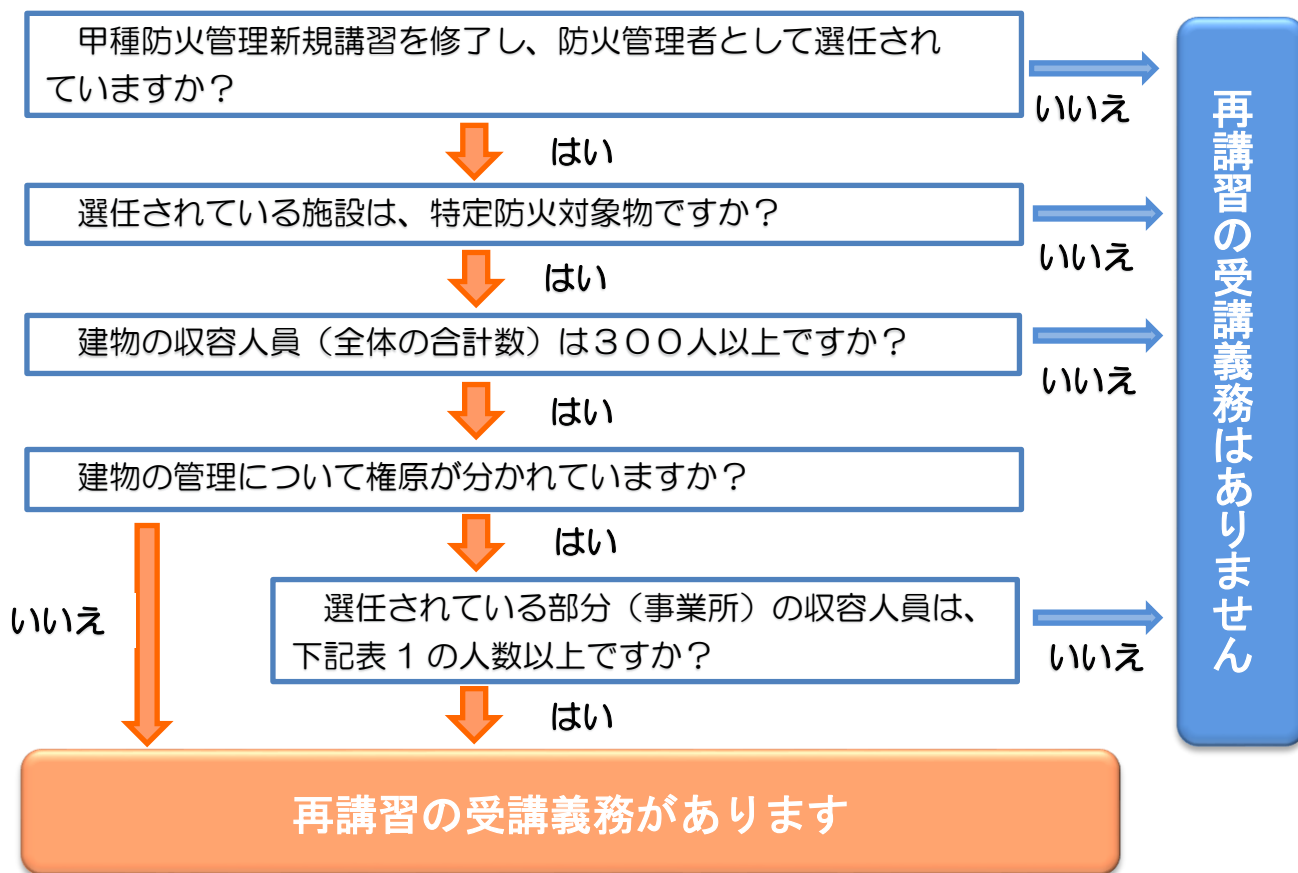


甲種防火管理再講習の受講義務等について

映画館、遊技場、百貨店、飲食店、ホテル、病院、雑居ビルなど不特定多数の人が出入りする建物（特定防火対象物：次ページの表を参照下さい）で収容人員（建物全体の合計数）が300人以上の防火管理者は、5年ごとに甲種防火管理再講習（消防法施行規則第2条の3第3項）の受講が義務付けられています。

<甲種防火管理再講習の受講義務の有無について>



<表1 甲種防火管理者の選任が必要な事業所>

事業所部分の用途等	特定防火対象物		非特定防火
	社会福祉施設など	左記以外	
事業所部分の収容人員	10人以上	30人以上	50人以上

◆ 詳しくは、こちらまでお問い合わせ下さい ◆
 塩釜地区消防事務組合消防本部予防課
 ☎ 022-361-1617